

インサイト

税務規則のアップデート

Index

- 月次所得税債務の減額
- 協同組合によって支払われる利息
- 債券利息
- デリバティブ取引
- 宗教上の寄付金
- 個人によって受領される配当
- 自由貿易地域



確定申告提出の延期

年次確定申告の提出の延長を望む納税者は、今は税務署に単に通知書を提出することで、それを行うことができます。2007年改定国税通則法で新規則が導入されたことに追随し、国税総局長(DGT)は通知書の提出と、使用される書式に関する実施規則を先頃発行いたしました(国税総局長規則 21/PJ/2009)。通知書にはいくつかの書類が添付されなければなりません。さもなければ、通知書は受け付けられません。

提出に関しては、納税者は税務署への直接の提出、郵送、クーリエサービスもしくは電子申告のいずれかを選択できます。

提出延長は二ヶ月間の追加を一度だけ行うことが可能です。

月次所得税債務の減額

2009年2月11日付け、国税総局規則 PER-10/PJ/2009に従って、2009年度に事業環境や活動に変化のあった納税者は2009年1月から6月まで、月次法人所得税の予納の25%の減額の資格があります。この減額は銀行、国営もしくは地方政府所有の企業、公開企業、及び、その他定期的な財務諸表の作成が求められている納税者には付与されません。

経営者もしくは取締役によってサインされた減額通知書は2009年4月30日までに、2008年度の所得税債務の計算及び2009年度の税務債務の見積もりと共に、納税者が登録されている税務署に提出されなければなりません。

2008年度年次法人所得税確定申告の提出に先立って、減額は2008年12月の月次法人所得税予納に基づいて計算されます。しかしながら、2008年年次法人所得税確定申告が提出されている場合には、減額は2008年の確定申告から計算された月次法人税予納に基づきます。

2009年7月から12月までの月次法人所得税予納の減額に関しては、承認が必要となります。これは、2009年度法人所得税が2009年1月から6月までの25条所得税の計算の基として使われる2008年度所得税の75%以下という事を示す申請書を税務署の承認のために提出することを必要としています。減額申請書は2009年6月30日までに提出される必要があります。

2009年7月から12月までの所得税債務の減額は申請前の月までに実際に受領した収益を基にした2009年の所得税の計算、及び提出月から2009年12月までの予想収入と共に提出されなければなりません。申請のために用いられなければならない2009年所得税計算のための標準書式はこの国税総局長規則に添付されています。

税務署は完全な申請書の受領から15日以内に判断を下さなければなりません、さもなければ、減額の申請は承認されたとみなされます。

もし2009年7月から12月までの月次予納減額申請が提出されない場合、もしくは申請が承認されない場合、月次予納税額は2008年の年次所得税確定申告を基に計算された税務債務に基づきます。

この規則は発行の日から有効です。しかしながら、この規則は法人所得税予納の減額に関する従来の税務規則(国税総局決定書 KEP-537/PJ/2000号)を無効にはしません。従って、25%以上の法人所得税予納の減額を申請したい者は2000年に制定された規則に従うことが可能です。

協同組合によって支払われる利息

2009年2月9日に政令2009年15号が発行されました。政令は協同組合から組合員に支払われる利息所得に係る所得税法4条パラグラフ(2. a)の実施規則を提供しています。

規則は2009年1月1日からの遡及効力を有します。

所得が月IDR240千を超える場合、協同組合から組合員に支払われる利息所得は10%の所得税の対象となります。この税は最終税の性格を有し、年度末の税金計算の対象にはなりません。IDR240千未満の収入は0%の税金の対象となります(事実上の税務免除)。この税は協同組合によって支払額から控除されます。これは財務大臣によって発行される更なる規定の対象となります。

債券利息

2009年2月9日、政府は債権利息収入に対する税金に関連する政令2009年16号を発行しました。この規則はインドネシア証券取引所で取引、及び／もしくは報告される債権に対する利息及び割引にかかる所得税を規定して政令2002年6号を無効にします。

政令2009年16号で導入される主な変更点は下記の通りです。

- ▶ 新政令2009年16号では、債権は一年以上の満期の社債もしくは国債と定義されています。納税者によって受取／獲得される債権利息収入は事実上の最終となる税金の控除の対象となります。
- ▶ 政令2002年6号とは異なり、政令2009年16号はインドネシア証券取引所に登録／報告されている債権に限定していません。従って、インドネシア証券取引所以外で登録、及び／又は、取引／取引されている債権にも規則が適用されるかは疑問です。新規則は非登録債権からの利息も含まれます(以前は、非登録債権の利息は最終税ではなく、所得税の前払いに相当する所得税法23/26条の源泉税控除の対象でした)。

- ▶ 以前の政令2002年6号と同様に、最終所得税の対象となる債権利息収入という単語は下記を含みます。
 - 債権利札;
 - クーポン債権の割引、すなわち、経過利息を除く、販売価額もしくは額面価額と、投資原価の差
 - 無利息債権の割引、すなわち販売価額もしくは額面価額と投資原価の差
- ▶ 免税は国内銀行もしくは外資系銀行のインドネシア支店及び財務省より認可された年金基金に適用されます。免税は投資信託会社(Reksadana)に受領される収入にはもはや適用されず、下記の表で規定される移行規定の対象となります。

年度	源泉税率
2009 - 2010	0%
2011 - 2013	5%
2014 以降	15%

- ▶ 国内納税者及び恒久的施設によって獲得／受領される債権利息収入に係る源泉税率は以前の20%から15%に軽減されます。非居住者に支払われる債権利息に関しては源泉税率は20%のままで、租税条約による軽減の対象となります。
- ▶ デイラーは現在、源泉税の控除を義務付けられた団体に含まれます。源泉者は現在下記を含みます。
 - 債権の発行者、もしくは、債権、及び／又は、債権満期日に実現するクーポン債権／ゼロクーポン債権の債権保有者による割引の支払代理人に任命されたものとして行動する保管者
- 取引において販売者によって獲得される利息及び割引のブローカー、及び／又は、最終購入者としての証券会社、ディーラー、または銀行
- ▶ 政令2002年6号に基づき、以前個人によって獲得される債券利息及び割引は、一会計年度の総所得が非課税限度額(PTKP)を超えていなければ、事実上の最終税の対象とは考えられていませんでした。しかしながら、新政令2009年16号はこれには言及していません。

債権の利息収入にかかる所得税の源泉、送金、及び報告に関する更なる指針は財務大臣によって規定されます。以前の／旧規則と同様に、この更なる指針はサブレジストリーが販売者によって獲得される割引にかかる源泉税の適用が求められる団体の一つであると規定するかもしれません。

デリバティブ取引

以前のインサイトで紹介した、2008年改定所得税法4条パラグラフ(2)で導入された事実上の最終税(最終税)の対象となる新所得税対象の一つは、取引所で取引されるデリバティブ商品から発生する収益です。この点で、政府は取引所(更には、先物契約取引を促進する証券取引所及び先物取引所と定義される)で取引される先物契約の形式でのデリバティブ取引から発生する所得にかかる税金に関する規則、2009年17号を発行しました。

規則に含まれる先物契約は将来において、事前に決められた金額、品質、及び場所、及び引渡し日に、有価証券もしくはコモディティ(商品)を売買する規格化された契約を含むいかなる合意と定義されています。

新規則は取引所で取引される先物契約の形式でのデリバティブ取引から個人もしくは法人納税者によって受領、及び／又は、獲得さ

れる所得は、基本証拠金(イニシャルマージン)に対して2.5%の最終税の対象となると規定しています。基本証拠金(イニシャルマージン)という単語は、将来取引を保証するために、株式仲買人(Pialang Berjangka)もしくは取引所の一員によって保証交換所に差し入れが求められるある金額、もしくはコマーシャルペーパーと定義されています。

2.5%の最終税は株式仲買人もしくは取引所による、基本証拠金の支払の受取りに対して、保証交換所によって徴収されます。

財務大臣は、取引所での先物取引の形式でのデリバティブ取引にかかる所得税の源泉、送金、及び報告に関する更なる指針を規定します。

宗教上の寄付金

Amil zakat organization、政府によって設立もしくは認可されたその他の宗教機関、もしくは *zakat* や宗教上の寄付金の適格受領者は信者からの寄贈や寄付金にかかる税金から免除されます。規則における寄贈や寄付金は強制的なものを意味します。これらは現金や品物の形で可能です。

免除は関連当事者のビジネス、仕事、所有もしくは統制に関連しなければ適用されます。

規則は所得税法4条パラグラフ3ポイントa.1の実施規則として2009年2月9日に発行された政令2009年18号によって規定されています。

個人によって受領される配当

2009年2月9日、政府は個人居住納税者によって受領される配当にかかる所得税に関する新規則(政令2009年19号)を発行しました。

規則によると、2009年1月1日より、個人居住納税者によって受領される配当は10%の最終税の対象となります。

税金は支払い者もしくは配当支払い者に任命されたその他の団体が支払いから10%控除するという、源泉税のメカニズムによって課されます。

自由貿易地域

自由貿易地域(現在自由貿易地域として規定されている、三つの地域があります、すなわち、パタム、ビンタン、及びカリムン島。)の実施規則のガイドラインとして、2009年1月16日、政府は政令2009年2号を発行しました。規則は、関税、税務、物品税の取り扱い、及び自由貿易地域及び自由港(自由地域)として指定された地域へ、から、及び内での物品の出し入れの管理を規定しています。自由地域は関税地域とは分離した地域とみなされます。

政令2009年2号では、海外から自由地域への物品の輸入は自由貿易地域及び自由貿易港管理委員会から認可を得た企業によってのみ行われます。

自由地域に入る輸入品は 輸入関税免除、VAT 免除、22条源泉税の非徴収、及び/又は、物品税免除を含んだ関税優遇付与されます。しかしながら、最終的に物品が自由地域からインドネシアの他の関税地域へ放出される場合、輸入関税、輸入税、及び/又は、物品税は決済されなければなりません。

自由地域への輸入は輸入関税、輸入税および物品税から免除されますが、輸入企業はそれらの事業活動に関連する物品に限って

輸入することが許可されます。輸入することが認可される物品の数量とタイプは自由貿易地域及び自由貿易港管理委員会によって決定されます。

自由地域へのいかなる輸入も税関による税関審査の対象となります。もし輸入者が自由貿易地域及び自由貿易港管理委員会によって決定された物品の数量とタイプを満たさない場合は、該当輸入関税と輸入税が支払われなければなりません。

政令は自由地域へ及びからの物品の出し入れは自由貿易地域及び自由貿易港管理委員会によって指定された特定の港及び空港を通じてのみ実施することが可能であるという原則を定めています。自由貿易地域及び自由貿易港管理委員会によって指定された港や空港以外を通じて自由地域に、及びから出し入れされた商品は違法であり、密輸とみなされます。

輸入の他に、輸入関税免除/延期、VAT 免除/非徴収、源泉税、22条の非徴収、及び/又は、物品税免除の優遇措置が、自由地域から他の自由地域への物品の発送、保税倉庫(例えば、保税地域または保税倉庫)から自由地域への物品の発送、及び、自由地域から保税倉庫への物品の発送にも付与されます。更に、VAT 及び物品税の非徴収は、その他のインドネシアの関税地域から自由地域への商品の発送(指定された港/空港経由)に付与されます。

プロフェッショナル チーム(連絡先)

Agus Zanwar
Tel: +62 21 5289 5583
agus.zanwar@id.ey.com

Ben Koesmoeljana
Tel: +62 21 5289 5030
ben.koesmoeljana@id.ey.com

Dodi Suryadarma
Tel: +62 21 5289 5236
dodi.suryadarma@id.ey.com

Elly Djoenaidi
Tel: +62 21 5289 5590
elly.djoenaidi@id.ey.com

Iman Santoso
Tel: +62 215289 5250
iman.santoso@id.ey.com

Ismail Tamsir
Tel: +62 21 5289 5586
ismail.tamsir@id.ey.com

Kartina Indriyani
Tel :+62 21 5289 5240
kartina.indriyani@id.ey.com

Lam Prasetya Halim
Tel: +62 21 5289 5591
prasetya.h.lam@id.ey.com

Nathanael Albert
Tel: +62 21 5289 5265
nathanael.albert@id.ey.com

Peter Ng
Tel: +62 21 5289 5228
peter.ng@id.ey.com

Rachmanto Surahmat
Tel :+62 21 5289 5587
rachmanto.surahmat@id.ey.com

Robert Darmadi
Tel: +62 21 5289 5004
robert.darmadi@id.ey.com

Sandra Bowman
Tel: +62 21 5289 5029
sandra.bowman@id.ey.com

Santoso Goentoro
Tel :+62 21 5289 5584
santoso.goentoro@id.ey.com

Yudie Paimanta
Tel: +62 21 5289 5585
yudie.paimanta@id.ey.com

Henry Tambingon
Tel: +62 21 5289 5003
henry.tambingon@id.ey.com

スラバヤ事務所の連絡先

Bambang Suprijanto
Tel: +62 31 532 5577
bambang.suprijanto@id.ey.com

日系担当 (JBS)

Sachiko Hamada (濱田幸子)
Tel: +62 21 5289 5015
sachiko.hamada@id.ey.com

事務所

ジャカルタ事務所
Jakarta Stock Exchange Building
Tower 1, 14th Floor
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Tel: +62 21 5289 5000

スラバヤ事務所
Plaza BRI, 9th Floor
Jl. Basuki Rahmat 122
Surabaya 60271
Tel: +62 31 535 0409
Fax: +62 31 532 7700